



◆12月3日～9日は“障害者週間”です◆ 障がいのある人に対する理解と配慮

問い合わせ 人権推進担当 ☎38-2055

国では、障害者基本法において、障がいのある人に対する理解と関心を深め、障がいのある人の社会参加への意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とすることを定めています。この機会に、地域のみなが共に生きる社会について考えてみましょう。

養護学校 当時 高等部の自閉症 *注) の息子さんと、アメリカに行かれたかたのお話を聴きました。

同時多発テロの直後で入国審査に時間がかかり、待ちきれない息子さんは、パニックを起こして入国審査カウンターに向こうへ走って行くとしたそうです。当時のことから、警備員が銃を抜くような緊張した状況になりました。しかし、お父さんが「彼は自閉症なんです！」と呼ばれたと、周りの緊張感が緩和、警備員は銃を収め、そばのご婦人が彼を抱きしめてくれて、その場は収まったそうです。

レストランに行った時も、肉の固さに彼が騒ぎ出して、シェフが血相を変えて出てきました。ここでも「彼は自閉症」と話すと、シェフのほうで恐縮したそうです。

この話、日本だったらどうでしょう。空港では逮捕されるか、けがをさせられるか、レストランでは親の方が肩身の狭い思いをしたらどうでしょう。

同じように、重い障がいのある子どもさんを連れてアメリカに行かれていたお母さんも、帰国後の診察の時に、「アメリカでの2年間は言葉の不自由さはあったけど『呼吸が楽』って感じがした」と話してくれました。

日本とアメリカの間にあるこの違いを考える時、地域社会の「理解」の差を感じます。「アイ・アム・サム」という映画があります。知的障がいと自閉症のある主人公のサムは、生まれたばかりのルーシーを独りで育てることになります。

そして、彼の頼りない育児を見ていられず地域の中に広がった支援の輪の中で、ルーシーは育っていきます。しかし、ルーシーが7歳を迎えた時、行政の職員が訪れ「君が育てるのは無理だから里子に出す」と伝えます。


サムは抵抗し、裁判が始まります。映画の中で裁判所への出頭を命令される場面があります。そこで、サムと障がいのある仲間たちは「その日の夕方は皆でカラオケをする予定なんだ。そんな大事な日に裁判所なんかに行けるか！」と文句を言うのです。

この場面を観ながら、僕は涙が止まりませんでした。なぜかと言うと、「サムたちは遊ぶことを知っているし、しっかりと苦情も言える。これってスゴイ！」と感激したからです。

日本では、障がいのある子どもたちは「遊ぶこと」を教えてもらっていません。だから、独りで過ごせず友達とも遊べない子が少なくありません。そのため、一般の子どもたちにとっては、楽しい夏休みにも家庭や地域で過ごせず、親が苦勞したりショートステイに預けられたりしてしまいます。

また、「苦情を言うこと=自己主張」は、自らの人生を自分で切り開いていくために不可欠な能力です。しかし

《筆者プロフィール》
宮田 広善(みやた ひろよし)氏
昭和25年9月、神戸市生まれ。神戸大学医学部卒業。現在、姫路市総合福祉通園センター所長。著書に、『子育てを支える療育』『障害児者地域療育等支援事業ハンドブック』『ぶどう社』など。



*脚注「自閉症とは」 かつて「育て方が悪いと自閉症になる」と言われた時期もあったが、現在では脳の器質的障害によって起こる発達障害とされている。主な症状は、「社会性(対人関係)の障害」「コミュニケーションの障害」「想像力の障害」である。

日本では、一般教育の中でさえ、自己選択・自己決定という基本的能力の指導は重視されていません。これでは、障がいのある人の「自立」なんて、考えられる訳はありません。

この映画の中でサムは、「障がい者=守られる存在」というイメージを超えて、「子どもを愛し守る父親」として描かれています。彼の周りには、仲間や彼を支援する多くの人々はいますが、親や施設の影はありません。

当然、この映画はアメリカの映画人が、誤解も含めて描いたフィクションです。しかし彼らは、「アメリカの障がい者はこのように生きるべきだ」と主張しています。逆に、「僕の障害がもっと重かったら、こんなに苦しまなくて済んだのに... (『学校2』)」と、障がいのある青年につづやかせてしまう日本映画には、日本の現実が投影されているように思えます。

障がいの発見や指導体制は、日本の方が欧米に比べて整備されていると言われます。しかし、日本では「障がい」は個人の特別な事情として捉えられ、地域全体の課題として認識されたり、一般の人たちが意識したりすることはありません。マザー・テレサが「愛の反対語は無関心」と言っているように、差別や偏見の根源は憎しみより無関心です。地域社会の無理解や無関心の中では、障がいのある人たちの「幸せな人生」は見えてきません。

また、障がいのある人もない人も、親や家族、そして地域の人々に存在を認められ、持てる力を最大限に発揮しようとするところから「自立」が始まります。理解され受け入れられることが「自立」の原点なのです。

アメリカの多くの州の学校教育の中では、さまざまな障がいについて教えるプログラムが、組まれているそうです。地域の理解は教育から始まります。わが国でも、教育カリキュラムの中に、障がいへの理解が深まるプログラムを導入してほしいものです。

ヘレン・ケラーは、「障害があることは不便。しかし、不幸ではない」と言っています。障がい者が、人を不幸にするわけではありません。互いの無理解、無関心そして差別観が人の心をすませる。そんな社会が、障がいのある人だけでなく、どんな人も不幸にするのです。地域の皆が、「弱い立場」にある人を理解し、思いやれる地域こそが、誰もが幸せに暮らせる地域なのだと思います。

年末特別火災警戒を実施

問い合わせ 消防本部警防課 ☎32-2345

消えるまで ゆっくり火の元 ならめつ子 全国统一標語
火災から 人命を守ろう 阪神間統一標語
年末の火災多発期を迎え、12月1日から31日まで「年末特別火災警戒」を実施しています。この時期は空気が乾燥し、出火しやすく火災が広がりやすい気候となるうえ、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。ちょっとした不注意で火災を起こさないよう、火の取り扱いには1人1人が注意しましょう。《放火を防ぎましょう》
①外出時には戸締りをし、家の回りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
②ごみは決められた日の朝に出しましょう。
③家火の火はいつも、なるべく明るくしておきましょう。
※自治会・管理組合が訓練指導等を希望される場合は、警防課へ

年末交通事故防止運動

問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

<運動期間 12月1日～10日>
年末は、師走特有の慌ただしさによる交通量の増加から交通事故の多発が懸念されます。交通事故を防ぐのは、市民の皆さん1人1人の心掛けです。ドライバーはもちろん、歩行者・自転車利用者も交通ルールをしっかり守って、交通事故防止に努めましょう。

《自転車のマナーを守って、みんなが安全》
■交差点での信号の遵守と一時停止・安全確認
■子どもはヘルメットを着用
■夕暮れ時の早めのライト点灯
<点灯推奨時間：10月～3月は午後4時点灯>
■飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
■運転中の携帯電話の禁止
■大音量での音楽等の聴取の禁止
■傘さし運転の禁止

日本年金機構 平成22年1月1日スタート

社会保険庁を廃止し、「日本年金機構」がスタート
国民の皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指すため、これまでの社会保険庁は組織・人員を一新し、来年1月から「日本年金機構」に生まれ変わります。

■現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として、引き続きご利用いただけます。

また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をもまま使用しますので、所在地に変更はありません。

■日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきますこととなりますが、国民の皆さんに何らかの手続きをされていたことは一切ありませんので、ご安心ください。

■日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

※平成21年12月末で「社会保険庁」は廃止となります。
※来年1月から、「公的年金の運営業務」は「日本年金機構」へ。
※また、「公的年金の財政責任・運営責任」は、厚生労働省へ。

問い合わせ
西宮社会保険事務所 ☎0798-33-2944

夜間(午後5時～午前9時)水道修理事当番表【12月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。

店名	TEL	当番日
越智商会	22-3708	1、7、13、19、25、31
南大阪商会	32-6302	2、8、14、20、26
前忠工業㈱	31-8548	3、16、22、28
(資)神明商会	22-3565	4、10、23、29
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、30
原田商会	22-0706	6、12、18、24
西岡設備工業所	22-6900	9、15、21、27

土曜日・日曜日・祝日は市役所 ☎31-2121)へお尋ねください。

夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

平成22年 成人式のご案内

■日時 平成22年1月11日(月) 祝 午後1時～3時30分 ■会場 ルナ・ホール ■内容 式典と交流会 ■対象 平成元年4月2日～2年4月1日生まれのかた。11月1日現在、本市の住民基本台帳および外国人登録簿に記載・登録されているかたには12月上旬に案内状をお送りします。なお、案内状がなくても入場いただけます。

問い合わせ
スポーツ・青少年課 ☎22-0358

平成22年度 保育所入所を希望する児童を受け付けます

来年4月に、保育所への入所を希望する乳幼児の申し込みを受け付けます。
■対象 市内在住で保護者が就労等のため保育できない家庭の乳幼児(平成16年4月2日～21年12月31日生まれ) ■用紙配布 12月1日(火)から下記窓口で ■申し込み 平成22年1月5日～22日・平日 執務時間内に下記へ

問い合わせ こども課 ☎38-2045

打出・前田集会所の使用料金を改定しました

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

地域コミュニティの拠点として、より使いやすい集会所にするための内部改修工事が終了し、12月10日からリニューアルオープンしました。新しい使用料金は下表のとおりです。
【打出集会所 施設使用料】

室名	広さ	収容人員	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時30分	午後11時～午前8時
洋室(A)	60㎡	38人	2,000円	2,400円	2,800円	-
洋室(B)	20㎡	12人	700円	800円	1,000円	-
洋室(C)	35㎡	22人	1,200円	1,500円	1,800円	3,600円
洋室(D)	24㎡	14人	800円	1,000円	1,100円	-

【前田集会所 施設使用料】

室名	広さ	収容人員	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時30分	午後11時～午前8時
洋室(A)	60㎡	38人	2,000円	2,400円	2,800円	-
洋室(B)	19㎡	12人	700円	800円	1,000円	-
洋室(C)	19㎡	12人	700円	800円	1,000円	-
洋室(D)	30㎡	18人	800円	1,000円	1,100円	2,200円

★リニューアルオープンイベントのお知らせ★

打出集会所 お楽しみイベント

■日時 12月12日(土) 午前10時～正午
■会場 打出集会所 ■内容 1部 式典 / 2部 詩吟・三味線演奏ほか / 3部 カラオケ歌い放題・作品展示 ■申し込み 直接会場へ

問い合わせ 打出集会所 ☎23-2329(午前中)〈月曜休館〉

前田集会所 記念イベント

■日時 12月16日(水) 午前10時～正午
■会場 前田集会所 ■内容 1部 式典 / 2部 バイオリン演奏とエビス舞 / 3部 館内観覧 ■申し込み 直接会場へ

問い合わせ 前田集会所 ☎23-3899(午前中)〈水曜休館〉

平成22・23年度 競争入札 参加資格申請の受け付け

問い合わせ 契約課 ☎38-2012

市(水道部・芦屋病院を含む)が発注する競争入札に参加するためには、欠かせない手続きです。登録の受け付けは2年に1回で、年度途中の新規登録はしません。今回から郵送申請に変更していますので、ご注意ください。
【測量・建設コンサルタント等、物件等】
■申請書の配布 現在、配布中。12月21日(月)までに契約課へ
■申請受け付け 12月21日(月) <必着> までに契約課へ
【建設工事】
■申請書の配布 平成22年1月4日～2月8日までに契約課へ
■申請受け付け 平成22年1月4日～2月8日 <必着> までに契約課へ
詳しくは、市ホームページ 入札・契約情報コーナー、または テレフォン案内 ☎38 2061)でご確認ください。



「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」(案)への意見を募集します

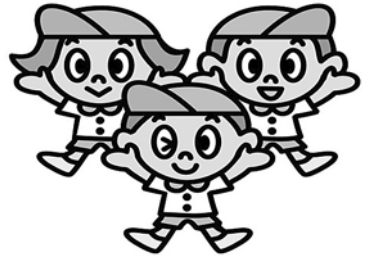
市では、次代の社会を担う児童が健やかに生まれ、育成されることを目的として「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」の策定作業を進めています。このたび 中間まとめ がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。
■募集期間 12月11日～平成22年1月10日 ■資料の入手 12月1日(火)から、行政情報コーナー・こども課・ラポルテ市民サービスコーナーで閲覧。市のホームページからもダウンロードできます ■応募方法 様式は問いませんが、テーマ(件名)住所・氏名・電話番号を記入し、期間内の平日・執務時間内に下記窓口へ持参、または同期間内に郵送かEメールで下記へ 電話・窓口での口頭による応募は受け付けていません ■公表 市の見解とともに、市ホームページ等で公表(氏名等は非公表)予定。個別の回答はしませんので、ご了承ください。

「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」の愛称を募集

平成22年4月からスタートする「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」の愛称を募集します。
■募集期間 12月11日～平成22年1月10日 ■応募方法 様式不問。愛称・理由・住所・氏名・電話番号を記入し、期間内の平日・執務時間内に窓口へ持参、または同期間内に郵送・Eメール・市ホームページで下記へ 口頭による応募は受け付けていません ■決定 原案策定委員会が審査・決定し、結果をご本人に通知します。決定した愛称は市ホームページ等で公表(氏名公表)する予定です。

問い合わせ こども課 ☎38-2045
✉info@city.ashiya.hyogo.jp (〒659-8501 住所不要)

「次世代育成支援対策推進行動計画」の実施状況と評価結果について(概要報告)



市では、平成17年度からの5年間を前期とする少子化対策の行動計画を策定し、21年度目標の達成に向けて、地域の関係団体や行政関係機関等で構成する「推進協議会」を設置して、取り組みを進めています。

今年度も、行動計画の全事業の前年度実施状況について、市民・学識経験者・地域の関係団体代表者等で構成する「評価委員会」による外部評価を実施しましたので、その概要をお知らせします。

《次世代育成支援対策推進行動計画とは…》
急速な少子化の進行と、子育てを取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育てられる社会づくりに向け、市町村では行動計画の策定が義務付けられています。市では、平成12年度から進めていた「児童健全育成計画(エンゼルプラン)」を発展的に見直し、次世代育成支援として市が取り組む対策や達成目標を定めて行動計画を策定しました。この計画は、5年を1期として定めるものとされており、平成17年度から21年度までを前期計画の期間とし、後期計画については前期計画の必要な見直しを行ったうえで、21年度中に策定します。



【特定事業の実施状況】

事業名	計画策定時(15年度実績)	20年度実績(19年度実績)	21年度目標
一時保育事業	1カ所・5人/日	4カ所・26人/日(4カ所・20人/日)	2カ所・10人/日
ファミリー・サポート・センター事業	1カ所 協力会員92人	1カ所・協力会員234人(1カ所・協力会員221人)	1カ所 協力会員数の増加
ショートステイ事業	5カ所	6カ所(6カ所)	6カ所
子育て広場	3カ所	4カ所(4カ所)	4カ所・拠点1カ所
園庭開放(保育所)	6カ所	6カ所(6カ所)	6カ所・拠点1カ所
体験保育	6カ所	6カ所(6カ所)	6カ所・拠点1カ所
体前保育	2カ所	2カ所(1カ所)	2カ所・拠点1カ所
つどいの広場事業		1カ所(1カ所)	1カ所
通常保育事業	9カ所	11カ所(11カ所)	10カ所
延長保育事業	9カ所	11カ所(11カ所)	10カ所
病児・病後児保育事業		検討 検討	1カ所
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	8カ所	8カ所(8カ所)	8カ所

※特定事業⇒ 国に対して目標事業量の数値報告が義務付けられている事業
【全事業の評価結果】
評価委員会では、21年度目標に対する20年度実績を、A・B・Cの3段階で評価しました。評価結果については、今後の事業の推進に反映していきます。

《評価の基準》
■A評価⇒ 目標を達成したものと、事業内容や制度が拡大したものと、数値的な成果として伸びがあり前進があったと認められるもの
■B評価⇒ 事業内容に変化がなく維持継続して行ったものと、過去から実施してきている状況が変わらないもの
■C評価⇒ 目標が達成できなかったものと、事業内容や制度が後退したものと
【平成20年度実績の評価結果一覧】 ※かっこ内は、19年度実績の評価結果

基本目標	評価	事業数	割合(%)	主な事業
家庭における子育てへの支援	A	4(47)	44(42)	幼児のための食事とおやつとの与え方教室、幼稚園・保育所の保育料の多子減免
	B	5(59)	49(53)	園庭開放、体験保育、子育てグループの育成
	C	8(6)	7(5)	子育てサポートブック 家庭教育手帳 の配布、重度心身障害児介護手当
母と子どもの健康の確保と増進	A	2(22)	53(43)	妊産婦・新生児訪問、救急医療体制の充実
	B	1(22)	33(43)	子育てサポートブック 家庭教育手帳 の充実
	C	7(7)	14(14)	心身障害児・母子家庭等医療費助成、地域における食に関する指導者の充実
豊かな心・健やかな体を育む環境づくり	A	6(60)	44(39)	なかよしフェスティバルの開催、絵本の会
	B	6(78)	44(51)	自習室の設置、子どもの虐待防止のための啓発
	C	1(15)	12(10)	子どもの居場所としての青少年センターの充実、人形劇の会
仕事と子育ての両立の推進	A	1(18)	5(51)	留守家庭児童会受入れ、
	B	14(14)	40(40)	男性の働き方に見直しに向けた啓発
	C	3(3)	9(9)	民間保育所への運営支援、就労支援の情報提供
親子が安心して快適に暮らせる環境の整備	A	1(10)	6(56)	不法駐輪等をなくす運動の推進、
	B	7(8)	39(44)	危機管理体制の強化
	C	0(0)	0(0)	通学路等の維持補修、街頭巡視活動
合計	A	173(157)	47(43)	
	B	160(181)	43(49)	
	C	36(31)	10(8)	
		合計	369(369)	100(100)

※詳しい内容は、市ホームページまたは行政情報コーナーでご覧いただけます。

